

令和5年度あおもり移住支援事業における佐井村移住支援金交付要綱

令和5年4月1日

佐井村告示第13号

(趣旨)

第1条 佐井村は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び佐井村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から佐井村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、青森県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 対象者は申請時において、次項の要件を満たし、かつ第3項又は第4項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5項の要件を満たす者とする。

2 次の各号に掲げる要件に該当することを移住等に関する要件とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏の

うちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和5年4月1日以降に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 佐井村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他青森県又は佐井村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 次の各号に掲げる事項の全てに該当することを就職に関する要件とする。

(1) 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 起業に関する要件は1年以内に、青森県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

5 次に掲げる事項の全てに該当することを世帯に関する要件とする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、令和5年12月28日までに、移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)及び本人確認書類に加え、第3条第2項の要件を満たし、かつ第3項及び第4項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第5項の要件を満たすことを証する次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

ア 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

イ 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他村長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号）（以下「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 村長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び佐井村は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかを確認するために、必要があると認めるときは、就業・居住状況報告（様式第5号）により、あおり移住支援事業に関する報告を求めることができる。

2 青森県及び佐井村は、前項で規定する就業・居住状況報告が期限までに提出されなかった場合又は必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとし、佐井村から青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満の期間に佐井村から県外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第4項の規定の適用を受けたもので、起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に佐井村から県外に転出した場合

(3) 移住支援金の返還免除

ア 免除申請 受給者は、第1号、第2号に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第6号)及び返還免除理由を証する書類により佐井村に返還の免除を申請できるものとする。

イ 免除決定等 アの規定による申請を受理した場合、佐井村は返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書(様式第7号)により青森県へ協議するものとする。

ウ 免除決定等の通知 佐井村は、イの規定による青森県との協議後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書(様式第8号)又は移住支援金返還不承認通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第11条 佐井村は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合

は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知するものとする。

2 移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から佐井村に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知するものとする。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報を共有するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と佐井村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(佐井村移住支援金交付要綱の廃止)

第2条 佐井村移住支援金交付要綱（令和3年4月佐井村告示第22号）は、廃止する。